

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

Q1 答弁書の提出について

定例会の一般質問について、事前に発言通告書を提出し、これを受理した執行機関が、通告書を参考に答弁書を作成し、本会議で答弁することになっているが、今回、ある議員の通告内容が多岐にわたったため、当該市議会が定めている発言時間内に全ての通告内容を質問することができずに終了した。

このことに不満を抱いた議員が、執行機関に対して事前に用意した答弁書の全てを渡すよう、事務局を介して執行機関に要求している。

この要求について、どのように対応することが適当か。ちなみに、本市では、文書質問に関する取決め等がない。

A1 結論から言いますと、執行機関は、当該議員の要求に応じる法的な義務はないと考えます。

執行機関が用意した答弁書は、あくまで執

連載 57

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
企画議事部副部長
本橋 謙治

行機関が答弁するために作成したものであり、当初から質問した議員や他の議員など、議会に提出することを前提に作成したものであるのではないと考えます。

しかし、実際は、議員からの要求、議長の議事次第書の作成のため、議会事務局が会議録を作成するためなどの理由から、執行機関が任意で提出することはあると考えます。

しかし、先に述べたように、答弁書の提出は執行機関の任意であること、執行機関の答弁は、本会議で議員が質問した事項に対して行われるものであることから、Q1の議員の要求のような通告した事項全ての答弁書の提出を求めることは、無理があると考えます。

よって、当該議員は、通告書に記載した全ての事項ではなく、本会議で実際に質問した事項に対する答弁書に限って、執行機関に提

出を求めるのが適当と考えます。最終的には、執行機関と議会事務局、当該議員の三者が協議して、提出の可否や提出可能なならばどの範囲まで提出可能なかを決めることになると考えます。

Q2 議長の委員会出席について

本市議会の議長が、文教常任委員会に付託された学校の統廃合に関する議案の審査に出席する意向を議会事務局に伝えてきた。

当該議案は、以前から住民の関心が高く、議会内でも議員の意見が割れていることから、委員会の審査が混乱することが予想されている。このため、地方自治法第105条に関する行政実

例に、「議長として議事整理権、議事事務統理権等の立場からのみでなく、議事の内容に立ち入って質疑し、意見を陳述することもさしつかえない。」という解釈があることを根拠に、委員会の議事運営に混乱が生じた場合、議長自らが委員会の運営を行うべきではないかと主張する議員がいる。

このようなことを議長が行うことは可能なのか。

A2 結論から言うと、不可能と考えます。

法第105条は、議長の委員会出席と発言を認める規定ですが、この規定は、議長が委員長に代わって委員会の議事を運営することを認めることを予定したものではないと考えます。

もし、議長が委員長に代わり議事運営を認める規定だとするならば、委員会条例に定める副委員長長の職務の扱いや発言取消命令など、委員会の秩序保持権の行使を委員長に認めている規定との間に疑義が生じることになり、法第105条と委員会条例及び会議規則との整合性が取れなくなってしまう。

よって、この場合の議長の発言は、委員会の運営を議長自らが行うことを前提にした発言ではなく、委員会の運営について、委員長の議

事整理の下で委員長に助言等を行うなど、あくまで委員長が行う議事運営が円滑になるための発言と考えます。

このような発言に加えて、審査している議案に対して質疑したり、意見を述べることが可能とされていますが、実務者からは、「法律上禁止されていませんが、中立公平を第一義とする議長の性格からすべきではありません（議会運営の実際第4巻249ページ）」という意見があります。

参考 地方自治法

第105条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

参考 行政実例（昭和27年6月21日）

問 第105条は委員会において議長が発言できることを認めているが、この発言というのは、議題に対する発言を認めたものでなく、委員会運営の過程において議会全般からみて議長として発言の必要を認めるとき等に限られ、議案に対し発言する場合は、一般議員と同様な取扱をしなければならぬと解するか。

答 議長の発言事項に関しては、何ら制限がないので、単に議長として議事整理権、議会事務統理権等の立場からのみでな

く、議事の内容に立ち入って質疑し、意見を陳述することもさしつかえない。ただし、議決に加わることのできないことはもちろんであるから念のため。

Q3 委員会の付託を省略した事件の継続審査について

今定例会の最終日に、議員が提出した議員定数条例（一部改正）が提出された。

あらかじめ、議会運営委員会が当該条例の取扱いについて協議した結果、委員会付託はせず、当該会期中に議決（否決を予定）することで、各会派の了承を得た。

これを踏まえ、本会議で当該議案が上程され、提出した議員からの提案説明、質疑の後、議長発議で委員会の付託省略が諮られ、これを可決（付託省略が決定）し、討論に入った。しかし、討論の途中で議員が動議を提出した。その内容は、本会議での審議が不十分であるから、所管の常任委員会に付託して、継続審査とする旨であった。

当該動議をどのように扱うべきなのか。

A3 結論から言いますと、当該動議は、不適当な動議として取り上げない運営が適当と考
えます。

まず、継続審査の動議の妥当性ですが、継続
審査は、委員会に付託して初めて可能にな
る手続です。しかし、今回は、既に付託省略
を議決しており、委員会への付託を議会自身
が認めないという議決を行っています。

また、会議規則は、委員会付託を省略した
後は、討論、採決の順序に審議を勧めること
になっており、委員会付託に戻る議事手続が
会議規則上ありません。

以上のことから、当該動議は、規則に予定
していない議事運営を求める動議であり、不
適当な動議としてこれを取り上げない運営を
することが可能と考えます。

議長は、当該動議成立後に休憩を宣告し、
議会運営委員会の開催を求めることが適当で
す。議会運営委員会で、当該動議の妥当性を
協議し、再開後の本会議で当該動議を不適当
な動議として取り上げないことを確認し、併
せて、動議提出者にその旨を伝え、本会議の
再開までに当該動議の撤回を助言し、これに
応じた場合は、議題となる前の動議なので、
議長の許可で撤回が可能です。再開後の本会
議で、動議の撤回を報告（撤回を拒否した場
合は、不適当な動議としてこれを取り上げな

い旨を宣告）し、討論を再開することになり
ます。

参考 地方自治法

第109条 第1項から第7項まで・第9
項 省略

8 委員会は、議会の議決により付議され
た特定の事件については、閉会中も、なお、
これを審査することができる。

参考 標準市議会会議規則

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、
又は訂正しようとするとき及び会議の議
題となった動議を撤回しようとするとき
は、議会の承認を要する。

2・3 省略

第37条 会議に付する事件は、第141条
（請願の委員会付託）に規定する場合を除
き、会議において提出者の説明を聞き、
議員の質疑があるときは質疑の後、議長
が所管の常任委員会又は議会運営委員会
に付託する。ただし常任委員会に係る事
件は、議会の議決で特別委員会に付託す
ることができる。

2 省略

3 前2項における提出者の説明及び第1
項における委員会の付託は、討論を用い

ないで会議にはかつて省略することがで
きる。

Q4

100条調査特別委員会の設置決議
と調査特別委員会の設置決議について
本市で発生した執行機関の事務執行
の問題について、一部の議員が100
条調査権を付与した特別委員会の設置
を求めている。その一方で、多くの議
員は、調査の必要性は認めているが、
100条調査権の付与までは必要がな
いと考えている。

このことから、100条調査特別委
員会の設置の決議（案）と調査特別委
員会の設置の決議（案）の二つの決議
（案）が提出されることになった。

現状では、後者が可決する見込みで
あるが、前者を先に諮り、これが否決
された場合、後者を諮ることが一事不
再議ではないかという指摘が前者に賛
成した議員から出されることを危惧し
ている。このことから、後者を先に諮
るべきと考えるが、このような運営で
問題はないか。

A4 一事不再議とは、一度議決した案件と同一案件については、同一会期中の審議をしないことをいいます。

では、このことを理解した上で、Q4のそれぞれの決議について、その内容を確認してみると、前者の決議は、①市の特定の事務について100条調査権を発動し、②調査を特別委員会に行わせる、という趣旨のものと考えます。後者の決議は、①市の特定の事務について100条調査権のない調査権を発動し、②調査を特別委員会に行わせる、という趣旨のものと考えます。

前者の決議と後者の決議は、特別委員会を設置して、議会の調査権を発動しようとすることは共通ですが、前者の決議と後者の決議の違いは、100条調査権を付与するか否かです。

前者の決議が否決されたということは、外見上は、①、②ともに否決されていますが、これは、一つの事件に二つの要素が含まれているためであり、否決の真意が、①又は②のいずれかの否決なのか、①及び②両方の否決なのかは確定できません。

このことから、仮に100条調査権の発動のみに対する否決なのか否かを確定させるために、後者の決議（100条調査権を伴わない調査権の発動）を諮ることは、一事に該当

しないと考えることができますので、可能です。

なお、前者の決議に賛成した議員は、当該決議が否決されたことを踏まえ、後者の決議の採決に賛成することも反対することも可能です。

また、Q4で指摘している危惧を回避するために、事前にそれぞれの決議の賛否が判明しているならば、可決見込みの方を先に諮ることも可能です。この場合、先に諮った決議が可決したときは、議会の意思が名実ともに確定したことになりますので、もう一方の決議は一事となり、議決不要を議長が宣告することになります。

どちらの方法が良いのかについて、あらかじめ議会運営委員会などで検討しておくことが適当です。

Q5

臨時会の招集告示の時期について

議会が任期満了前に解散したため、一般選挙後の初議会を臨時会で対応したいと考えている。

この臨時会に、執行機関が補正予算を提出し、速やかに執行できるようにしたいと考えているが、一般選挙後の最初の議会の招集告示は、当選者が確

定（当選証書の交付）後に行うことが慣例となっているが、慣例通りに招集の告示を行うと、執行機関が執行を希望する日までに議会を招集することができないことが明らかになった。

このため、執行機関において、法が定める告示の期間を短縮すべきという意見と短縮すべきではないという意見が出ています。さらには、補正予算の提出はせずに、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、専決処分に対応すべきという意見がある。執行機関としては、できるだけ専決処分を回避したいと考えているため、招集による対応を模索しているが、どのような対応をすることが適当なのか。特に、告示の期間を短縮する方法は、これを認める規定があることから可能と考えるが、告示の期間を短縮せずに招集の告示を行うことは可能なのか。

A5

結論から言うと、いずれの方法も可能です。ただし、告示の期間を短縮する方法は、当該規定がただし書であることから、あくまで例外であり、例外を用いる場合は、告示の期間を短縮しなければ、議決や執行の時期を逸してしまうという客観的な理由が必要と考

えます。

今回の場合は、議決や執行の時期を逸してしまおうという客観的な理由があることから、告示の期間を短縮して臨時会を招集することは可能と考えます。

次に、招集の告示の期間を短縮せずにこれを行うことですが、Q5の場合、新議員の任期開始前に招集の告示を行うことの可否となりますが、法は招集の告示の時期について、招集日との間に一定の期間を設けることを求めているだけであり、議員の任期と招集の告示との間に法的な制約はないことから、新議員の任期の開始前に臨時会の招集の告示を行うことは可能と考えます。ただし、招集日は、新議員の任期が開始された日以降に設定する必要がありますと考えます。

いずれの方法を用いるか、最終的には招集権を有する執行機関が判断することになりますが、これまでの慣例等と異なる運営をするならば、事前に議会と協議等を行った上で招集の告示を行うことが適当と考えます。

参考 地方自治法

第101条 第1項から第6項まで 省略

7 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。た

だし、緊急を要する場合は、この限りでない。

参考 東京高裁（昭和32年7月24日）

地方自治法第101条第2項但書にいわゆる急施（現行法では緊急）を要する事件とは、同項本文所定日数の余裕をおくことができない程度に緊急に招集する必要がある場合を指し、その急施を認めるか否かの認定は、それが議会の運営に著しく妥当を欠くと認められない限り、招集権者の裁量に任されているものと解すべきである。

参考 行政実例（昭和30年5月4日）

問一 前議員の任期満了前に新議員の当選告示があつた場合においても、新議員の身分取得の時期は、任期起算日と思うかどうか。

問二 右の任期起算前には、新議会の招集告示はできないものと思うかどうか。

答一 お見込みの通り。

答二 新議員の身分取得後議会が開かれるものである限り、差し支えないものと解する。

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）
逐条地方自治法（学陽書房）
議会運営実務提要（ぎょうせい）
地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）
地方自治関係実例集（ぎょうせい）
地方議会運営事典（ぎょうせい）